

財務省告示第三百十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

- | | | |
|----|---------|---|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（十年）（第二百四十回） |
| 二 | 発行の根拠 | 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項 |
| 三 | 発行方法 | 郵便貯金資金による引受け |
| 四 | 発行金額 | 額面金額で四千五百億円 |
| 五 | 払込金額 | 四千万円、四億五千万円、五千万円、十億円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種 |
| 六 | 額面金額の種類 | 平成十四年七月二十二日 |
| 七 | 発行行 | 額面金額百円につき百円九銭 |
| 八 | 発行価格 | 年一・三パーセント |
| 九 | 利子の率 | 郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むものとする。 |
| 十 | 経過措置 | |
| 十一 | 払込み | |

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 1.3 \times 32}{100 \times 365}$$

平成十四年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	後 の 利 子 以
平 成 十 四 年 七 月 二 十 二 日	取 扱 店 並 び に 取 扱 郵 便 局	国 債 代 理 店 及 び 国 債 元 利 金 支 払	日 本 銀 行 の 本 店 、 支 店 、 代 理 店 、 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 四 年 六 月 二 十 日
			る 利 子 を 支 払 う。	い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
				日 を 支 払 し 、 各 支 払 期 に お
				毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 十